第 19 回郡山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 ~郡山市新しい生活様式推進本部会議~

次 第

日 時:令和3年7月24日(土)10:00~

場 所:特別会議室

- 1 開 会
- 2 議 事
 - (1) 新型コロナウイルス感染症患者の状況について
 - (2) その他
- 3 市長指示
- 4 閉 会

郡山市の新型コロナウイルス感染症患者の状況

2021.7.24公表分(7.23判明分)まで

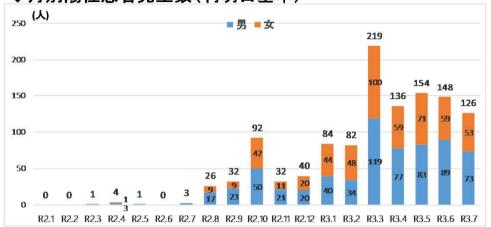
◆陽性患者の状況

▼例上心台ンパル							
	陽性患者						
1,180	男女	女別	入	入	宿	自	退
	男	女	院 中	院調 整中	泊 療 養 中	宅 療 養 中	院
	653	527	83	0	9	3	1,085

※入退院情報は速報値。

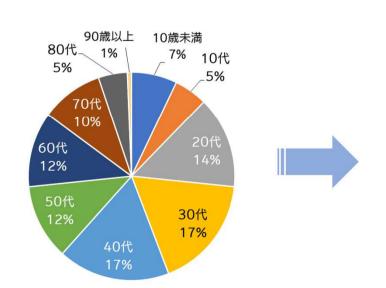
平均入院期間 11.8 日 ※入院勧告の期間(退院者のみ)

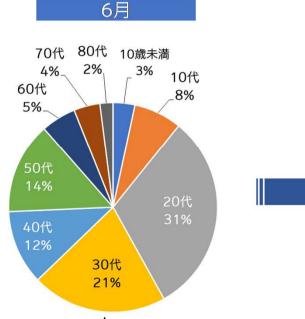
◆月別陽性患者発生数(判明日基準)

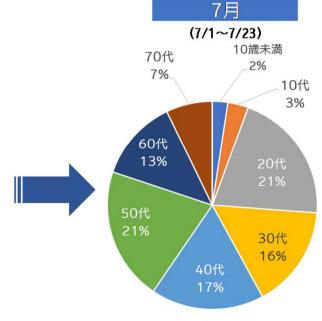


◆年代別感染者の推移

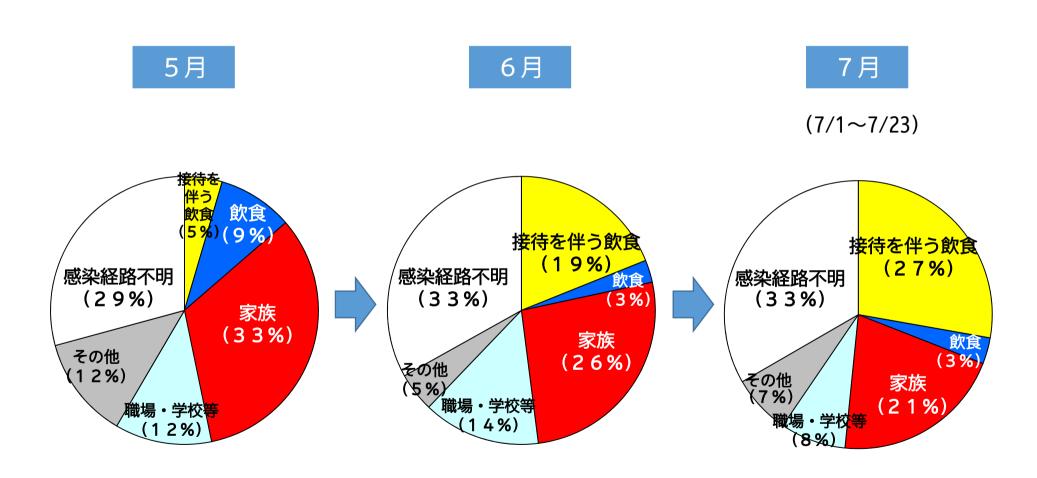
5月

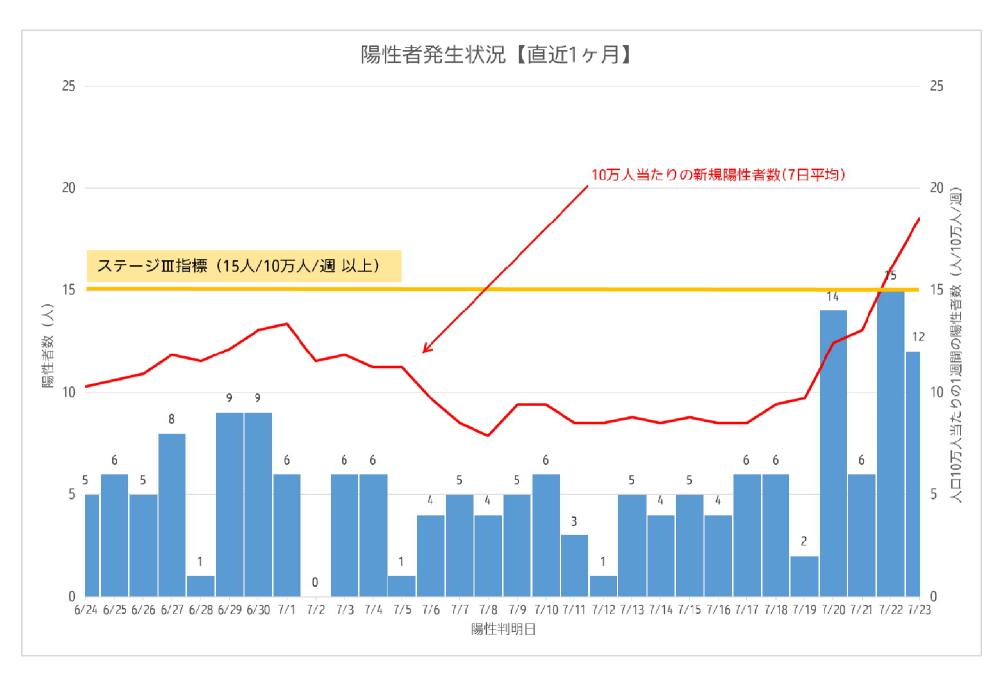






郡山市内の新型コロナウイルス陽性者感染源の状況(5月以降)





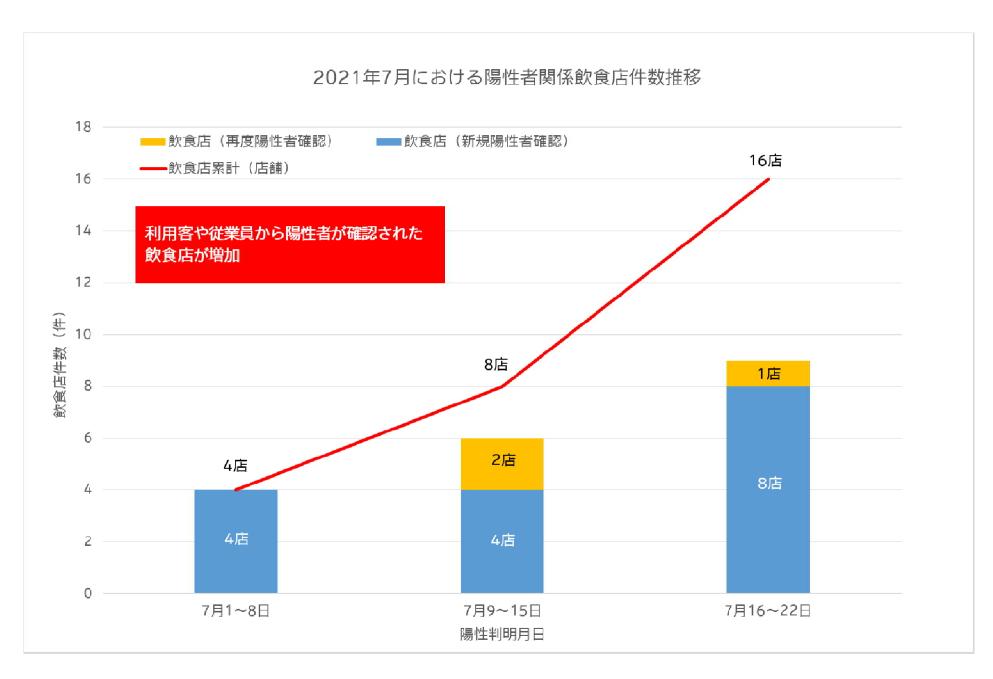
感染状況に係るモニタリング指標

7月23日現在

	監視体制	感染6		
	PCR検査 陽性率	新規陽性者数 (人口10万人あたり)	感染経路 不明割合	確保病床の使用率
郡山市の現状 (7/17~7/23)	2.5 % (61件 / 2465件)	18.52 人 (61人 / 329,400人)	39.3 % (24件 / 61件)	_
福島県の現状 (7/22現在)	1.9 %	6.01 人	53.2 %	28.0 %
ステージⅢ	5 %以上	15 人以上	50 %以上	20 %以上
ステージⅣ	10 %以上	25 人以上	50 %以上	50 %以上

2021年7月における陽性者関係飲食店件数推移

	7月1~8日	7月9~15日	7月16~22日
飲食店小計	4	6	9
飲食店 (新規陽性者確認)	4	4	8
駅前地区(全て接待を伴う)	A店	E店	I店
	B店	F店	J店
	C店	G店	L店
		H店	M店
			N店
			O店
その他	D店 【接待を伴う(朝日)】		K店 【接待を伴う(富久山)】 P店 【居酒屋(富田)】
飲食店 (再度陽性者確認)	0	2	1
駅前地区(全て接待を伴う)		B店 C店	C店
飲食店累計 (店舗)	4	8	16



本市の対応状況

■飲食店の従業員に対するPCR検査の実施

検体受付期間	PCR検査	検査結果		
快冲文的 <i>别</i> 间	検体数	陽性	陰性	
4/6(火)~ 5/25(火)	143	0	143	
7/5(月)~ 7/16(金)	35	6	29	
計	178	6	172	

^{※ 7/26(}月)から7/30(金)まで、PCR検査を実施する。

■飲食店への営業時間の短縮要請

実施期間	場所	動員人数【市】	実 績
5/15(土)~ 5/27(木)	駅前地区、朝日地区を含む市内全域	130名	1,820件

■「ふくしま感染防止対策認定店制度」等普及活動

実施期間	場所	動員人数【市】
7/6(火)~7/14(水)	駅前地区、朝日地区を含む市内全域	46名

第19回郡山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

県対策本部長への要請について

本市においては、1週間当たりの新規陽性者数が7月18日以降上昇に転じ、感染者が急増している。感染力が強い変異株の拡大も進みつつあり、まさに予断を許さない状況である。

本市としては、これ以上、市民生活及び地域経済活動への影響が及ぶことを避けるため、これまで以上に強い感染対策を講じる必要があると判断し、県対策本部長に対し、<u>市民の皆様への不要不</u> 急の外出自粛の要請、民間事業者の皆様への営業時間の短縮などの要請を行うこととする。

■要請概要(案)

① 市民の不要不急の外出自粛 <期 問> 7月26日(月)から8月15日(日)まで

② 民間事業者の営業時間短縮

■期	間	7月26日(月)午後8時から8月16日(月)午前5時まで		
■ TTEE	hø	午後8時から午前5時までの時間帯の営業自粛		
■要請戍	y谷	(酒類の提供は午前11時から午後7時まで)		
■ 女寸	■対 象	食品衛生法に定める飲食店営業許可を受けた次の施設		
■ Xi	38	・接待を伴う飲食店・酒類を提供する飲食店		
■地	域	市内全域		
■その	他	詳細については、今後、県と協議予定。		

○新型インフルエンザ等対策特別措置法

(都道府県対策本部長の権限)

第二十四条

9 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、公私の団体又は個人に対し、その区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。